

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)2月15日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

(1) 第1条第1号ア及びイを次のように改める。

ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。) 7,841人(福祉に関する事務所の職員1,491人を含む。)

イ 病院局に属する職員 1,111人

(2) 第1条第1号エを次のように改める。

エ 交通局に属する職員 555人

(3) 第1条第1号カを次のように改める。

カ 下水道河川局に属する職員(下水道事業に従事する職員に限る。) 474人

(4) 第1条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 292人

イ 学校に属する職員 9,649人

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理 由)

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
第1条						
(1) 市長の補助機関である職員						
ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。)						
7,802	7,841	+39				新型コロナウイルス感染症対応に伴う増 +46
〔うち福祉に関する事務所の職員〕						重点施策事業の推進に伴う増 +54
1,470	1,491	+21				その他業務量の増加等に伴う増 +24
						事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 85
イ 病院局に属する職員						
1,109	1,111	+2				その他業務量の増加等に伴う増 +2
ウ 中央卸売市場に属する職員						
22	22	0				
エ 交通局に属する職員						
554	555	+1				その他業務量の増加等に伴う増 +1
オ 水道局に属する職員						
616	616	0				
カ 下水道河川局に属する職員 (下水道事業に従事する職員に限る。)						
471	474	+3				その他業務量の増加等に伴う増 +4
						事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 1
(2) 議会事務局の職員						
36	36	0				

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
(3) 教育委員会の職員						
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員						
291	292	+1			その他業務量の増加等に伴う増	+1
イ 学校に属する職員						
9,631	9,649	+18			重点施策事業の推進に伴う増	+34
					事務事業の見直し等に伴う減	▲ 16
(4) 選挙管理委員会の職員						
10	10	0				
(5) 人事委員会事務局の職員						
18	18	0				
(6) 監査事務局の職員						
27	27	0				
(7) 農業委員会の職員						
0	0	0				
(8) 消防職員						
1,733	1,733	0				